

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

現行	改正	改正理由												
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第9条)</p> <p>第2章 俸給(第10条―第19条)</p> <p>第3章 給与の特例等(第20条・第21条)</p> <p>第4章 諸手当(第22条―第43条)</p> <p>第5章 規程の実施(第44条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(給与の種類、計算期間及び支給日)</p> <p>第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="185 826 992 1417"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 広域異動手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特地勤務手当</td> <td>一の月の初日から末日まで</td> <td>その月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)</td> </tr> </tbody> </table>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 広域異動手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特地勤務手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第9条)</p> <p>第2章 俸給(第10条―第19条)</p> <p>第3章 給与の特例等(第20条・第21条)</p> <p>第4章 諸手当(第22条―第43条)</p> <p>第5章 規程の実施(第44条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(給与の種類、計算期間及び支給日)</p> <p>第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1081 826 1888 1417"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 広域異動手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特地勤務手当</td> <td>一の月の初日から末日まで</td> <td>その月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)</td> </tr> </tbody> </table>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 広域異動手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特地勤務手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)	
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日												
(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 広域異動手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特地勤務手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)												
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日												
(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 広域異動手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特地勤務手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)												

特地勤務手当に準ずる手当 教育指導教員手当		
特殊勤務手当 高所作業手当 山上等作業手当 衛生管理者手当 産業医手当 作業主任者手当 放射線取扱主任者手当 電気主任技術者手当 <u>(新設)</u> 超過勤務手当 宿日直手当 休日勤務特別手当 管理職員特別勤務手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)
入試手当		別に定める
学位論文審査手当		4月17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)

2 (略)

第4章 諸手当  
(奉給の調整額)

特地勤務手当に準ずる手当 教育指導教員手当		
特殊勤務手当 高所作業手当 山上等作業手当 衛生管理者手当 産業医手当 作業主任者手当 放射線取扱主任者手当 電気主任技術者手当 <u>グローバル教育院手当</u> 超過勤務手当 宿日直手当 休日勤務特別手当 管理職員特別勤務手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)
入試手当		別に定める
学位論文審査手当		4月17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)

2 (略)

第4章 諸手当  
(奉給の調整額)

第22条 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

- 2 前項の規定により俸給の調整を行う職は、別表第5の職員欄に掲げる職とする。
- 3 職員の俸給の調整額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて別表第6に掲げる調整基本額にその者に係る別表第5の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

(特殊勤務手当)

第30条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7) (略)

(新設)

2～4 (略)

(新設)

5 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

(特殊勤務手当)

第30条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7) (略)

(8) グローバル教育院手当

2～4 (略)

5 グローバル教育院手当は、グローバル教育院に所属する教員が授業科目の教育内容や教育手法の開発、実践、評価、改善、普及、定着に従事する場合に支給するものとし、手当の額は、一月につき、業務の区分に応じて次の表に定める額とする。ただし、継続的な学生指導が必要なため、引き続き大学院担当を命じられたグローバル教育院に所属する教員には支給しない。

業務の区分	手当額
教養教育課程において新入生科目群並びにグローバル教養科目群、グローバル言語文化科目群及びグローバル展開科目群に配置されている科目のいずれにも従事	教授・准教授：20,000円 講師・助教：10,000円
教養教育課程において新入生科目群又はグローバル教養科目群、グローバル言語文化科目群若しくはグローバル展開科目群に配置されている科目のいずれかに従事	教授・准教授：7,000円 講師・助教：3,500円

6 (略)

(勤勉手当)

第39条 (略)

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に前項に掲げる職員がそれぞれの基準日現在の扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に、100分の88.3(特定幹部職員にあっては100分の108.3)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(表は省略)

3・4 (略)

別表第5(第22条関係)

職員	調整数
(1) 教授、准教授、講師又は助教で大学院担当を命じられた者(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院の学府又は研究科の博士課程後期(前期2年及び後期3年の区分を設ける博士課程にあっては後期3年の課程、この区分を設けない博士課程にあっては、区分を設ける博士課程の後期3年の課程に対応した期間)若しくは岐阜大学大学院連合獣医学研究科(以下「連合獣医学研究科」という。)を担当する者で主任として4人以上(連合獣医学研究科にあっては5人以上)の学生に対する研究指導に従事するもの(1)から(3)までに掲げる者を除く。)	3
(2)～(5) (略)	

第39条 (略)

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に前項に掲げる職員がそれぞれの基準日現在の扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に、100分の90(特定幹部職員にあっては100分の110)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(表は省略)

3・4 (略)

別表第5(第22条関係)

職員	調整数
(1) 教授、准教授、講師又は助教で大学院担当を命じられた者(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院の学府又は研究科の博士課程後期(前期2年及び後期3年の区分を設ける博士課程にあっては後期3年の課程、この区分を設けない博士課程(4年制博士課程を除く。)にあっては、区分を設ける博士課程の後期3年の課程に対応した期間)、4年制博士課程若しくは岐阜大学大学院連合獣医学研究科(以下「連合獣医学研究科」という。)を担当する者で主任として4人以上(4年制博士課程及び連合獣医学研究科にあっては5人以上)の学生に対する研究指導に従事する者	3
(2)～(5) (略)	

附 則 (平成30年4月1日経規程第19号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。